

第1 監査対象 財政援助団体等 刈谷土地改良区

第2 監査期間 平成27年3月11日～平成27年3月12日

第3 監査の範囲

平成26年4月1日～平成27年1月31日までの経理状況

第4 監査方法

財政援助団体等から提出された資料について、出納その他の事務の執行が適正に行われているかという点に留意して監査を実施した。

第5 監査結果

おおむね適正に執行されていると認められた。